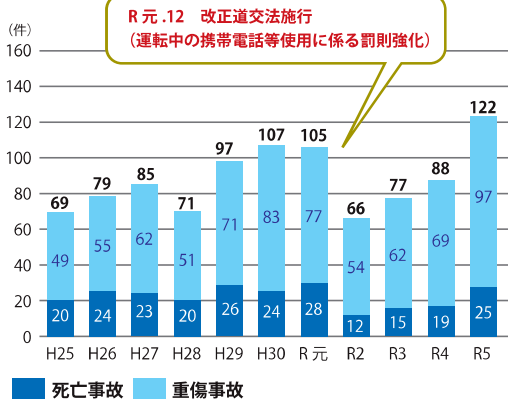




携帯電話等使用による 死亡・重傷事故件数の推移

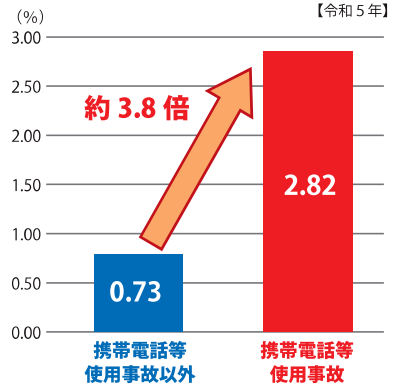


携帯電話等使用の有無別 死亡事故率の比較



※第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の件数である。

※携帯電話・スマートフォンの使用が要因となって発生した事故を集計した。



※第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の事故に占める死亡事故の割合(死亡事故率)について、携帯電話・スマートフォン使用が要因となって発生した事故とそれ以外の事故を比較したものの。

令和5年中の携帯電話等使用による死亡・重傷事故件数は122件で、令和3年以降、増加傾向にあります。また、携帯電話等使用の場合には、死亡事故率が4倍近く高くなっています。



運転中の携帯電話使用等に関する道路交通法の罰則等

道路交通法の禁止規定



携帯電話等 使用の禁止

自動車または原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話等を通話のために使用してはならない。



画像注視の 禁止

自動車または原動機付自転車を運転するときは、停止しているときを除き、携帯電話等に表示された画像を注視してはならない。

罰則等

	罰 則	反 則 金	基礎点数
(1) 規定に違反して交通の危険を生じさせた場合	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金	適用なし	6点
(2) 規定に違反して携帯電話等を通話のために使用し、又は手で保持して画像を注視した場合	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金	大型車2万5千円、普通車1万8千円、二輪車1万5千円、原付車1万2千円	3点